

県有施設太陽光発電設備整備事業（PPA）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県有施設太陽光発電設備整備事業（PPA）補助金（以下「補助金」という。）については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号で定めるところによる。

（1）国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年3月10日環地域事発第2503102号）をいう。

（2）国実施要領

国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事発第2503102号）をいう。

（3）オンサイト PPA 方式

事業者の費用負担により、需要家施設に太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理等をしながら、当該太陽光発電設備の発電電力を、需要家に売却し、当該施設（当該設備が設置された敷地と同一敷地内に存在する他施設を含む）に供給する契約方式をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、県有施設に太陽光発電設備をオンサイト PPA 方式により導入する事業とする。ただし、導入する太陽光発電設備で発電した電力は当該施設において消費することとする。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）本県が行う県有施設太陽光発電設備整備事業（PPA）の公募型プロポーザルに参加し、契約候補者として選定された者
- （2）県税、その他の税について滞納をしていない者

（補助対象設備及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表1に定める要件を満たす設備とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表2に定めるところとする。なお、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まない。

- 3 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 規則第4条の規定による申請をしようとする者は、県有施設太陽光発電設備整備事業（PPA）補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付する必要書類及び期日は、別表3に定めるとおりとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- （1）補助事業者は、補助金の交付決定後に締結する PPA 方式による電力調達契約において、補助金交付額相当分を電気料金から控除しなければならない。
- （2）同一の事業、対象経費等で、国、県、市町村等が実施する他の補助制度と併用して交付を受けないこと。
- （3）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定又は F I P（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- （4）補助金に係る本要綱及び国交付要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- （5）県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。

（補助金交付決定）

第8条 知事は、第6条の規定による申請があったときは、その申請に係る書類等の審査により、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をし、補助事業者に対して、前条に規定する条件のほか、交付決定番号、補助金の額及び交付決定日を記載した県有施設太陽光発電設備整備事業（PPA）補助金交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、県有施設太陽光発電設備整備事業（PPA）補助金不交付決定通知書により速やかに申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第9条 補助事業者による事業の着手は、補助金の交付決定日以後に行うものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、事業に着手した場合には、工事着手（完了）報告書（様式第2号）を知

事に提出するものとする。

（軽微な変更）

第10条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なもので、補助金の額に変更を生じないものとする。

（変更の承認の申請等）

第11条 規則第6条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする場合は、遅滞なく補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）変更（中止・廃止）の内容及び理由書
- （2）変更（中止・廃止）の内容を証する書類
- （3）その他知事が必要と認める書類

3 規則第6条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第1項の規定により補助事業計画（中止・廃止）承認申請書が提出された場合において、変更又は中止若しくは廃止が適当であると認めたときは、補助事業計画変更（中止・廃止）通知書により通知するものとする。

（状況報告）

第12条 知事は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、補助対象事業の遂行状況の報告を求めることができる。

（事業の完了）

第13条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに工事着手（完了）報告書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第14条 規則第13条の実績報告書は、県有施設太陽光発電設備整備事業（PPA）補助金実績報告書（様式第4号）による。

2 規則第13条の実績報告書及び知事の定める書類並びにそれらの書類の報告期限は、別表4に定めるとおりとする。

（補助金の額の確定及び請求等）

第15条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応

じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書を補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた補助事業者は、県有施設太陽光発電設備整備事業（PPA）補助金請求書（様式第5号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第16条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（概算払）

第17条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

- 2 補助事業者は、前項の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、第15条第2項の補助金請求書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の再確定）

第18条 補助事業者は、第15条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により交付金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14条第1項に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15条第1項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第19条 知事は、規則第9条に規定する事情変更による交付決定の取消し又は変更のほか、第11条第1項に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、法令、国交付要綱、国実施要領、規則又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
- （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に關し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずることができる。

(書類の保管)

- 第 20 条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）で定める期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(財産処分の制限)

- 第 21 条 取得財産等のうち、規則第 22 条第 2 項の規定に基づき処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。
- 2 規則第 22 条第 2 項に規定する財産の処分を制限する期間は、大蔵省令で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める申請書を、また財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものについては財産処分承認基準に定める申請書を、あらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の承認を受けることなしに、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

- 第 22 条 本要綱における規定による届出又は申請については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出又は申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができるものとする。
- 2 知事は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等は電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定により行われる届出、申請及び通知等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年香川県規則第 73 号）の規定の例による。

(雑則)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和 6 年 7 月 19 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 7 年 1 月 14 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 7 年 7 月 16 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 7 年 9 月 10 日から施行する。

別表1 補助対象設備及び要件（第5条関係）

補助対象設備	補助要件
自家消費型 太陽光発電設備	次に掲げる要件を全て満たすもの。 (1) 国実施要領別紙2の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。 (2) 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 (3) 商用化され、導入実績があること。 (4) 中古設備でないこと。 (5) 停電時においては電力を供給できる自立運転機能を有すること。

別表2 補助対象経費と補助率（第5条関係）

補助率等			補助対象経費の1／2以内 (ただし、ソーラーカーポートを導入する場合は 1／3以内)
工 事 費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))

	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵堀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

			PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

別表3 交付申請に係る提出書類等（第6条関係）

知事の定める書類	①事業費及び補助対象経費を確認することができる見積書等 ②導入する設備の概要がわかる見積仕様書等 ③太陽光発電設備等の設置完了後に締結する電力供給契約における電気料金単価設定の積算内訳書（電気料金から補助金交付額相当分が控除されていることを確認できる書類） ④法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 ⑤登記事項証明書の写し ⑥県税、その他の税の滞納がないことを証する納税証明（申請日時点で、発行後3か月以内のもの） ⑦工事完了後も耐震基準を満たしていることがわかる強度計算書 ⑧補助事業の実施について補助施設の所有者の承諾を得ていることを証する書類 ⑨その他知事が必要と認める書類
提出期日	知事が特に認めるものを除き、交付申請をする日の属する年度の1月31日までとする。

別表4 実績報告に係る提出書類等（第15条関係）

知事の定める書類	①支出額を確認することができる契約書及び支出証拠書類等の写し ②設計図面※ ・全体の仕様が分かる書類 ・システム系統図 ・配線・配管図 ・単線結線図 ・機器配置図 ・機器の固定方法が分かる図面 ・耐震・耐風圧等強度計算書 ・その他必要な図面 ③施工前後の写真 ④導入する設備の保守計画 ⑤導入機器等一覧表及び各種機器等の仕様書 ⑥財産管理台帳 ⑦系統連携契約を証明する書類の写し ⑧その他知事が必要と認める書類 ※図面等のデータ形式は仕様書に定めるものを基準に別途協議
提出期日	知事が特に認めるものを除き、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月16日のいずれか早い日までとする。